

平川市環境保全率先行動計画

(平川市地球温暖化対策実行計画)

2021年4月

平川市

目 次

I	計画策定の趣旨	2
II	基本的事項	
1	計画の性格	3
2	計画推進の基本的考え方	3
3	計画の対象範囲	3
4	計画期間	3
5	計画の対象とする温室効果ガス	3
III	計画の目標	
1	環境に配慮した基本的行動原則	4
2	温室効果ガスの総排出量に関する実行目標	4
IV	具体的な取組み内容	
1	エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入	5
2	再生可能エネルギー等の導入の促進	5
3	物品等の調達に当たっての配慮	5
4	省エネルギー対策	5
5	省資源対策	7
6	廃棄物の3R、適正処理の推進	8
7	その他の事業における取組み事項	8
8	職場以外の日常生活における環境配慮行動	9
V	計画の推進と点検・評価	
1	計画の推進体制	9
2	取組み状況の点検・評価	9
3	職員に対する研修の実施等	10
4	実施状況の公表	10

I 計画策定の趣旨

地球温暖化は、今後予想される影響の大きさや深刻さから、最も重要で深刻な環境問題といえます。

地球規模での平均気温の上昇により、世界各地の氷雪の融解や海面水位の上昇などが観測されている他、過去に例のない高温、暴風、極地的な降水、乾燥による砂漠化等の異常気象により、直接的間接的に農作物や生態系への影響が報告されており、私たちの生活環境などに深刻な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

地球は二酸化炭素（CO₂）などの一定の温室効果ガスにより気温が保たれています。しかし、近年、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動やライフスタイルの変化によって、温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、これに伴って平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風や台風等による被害等、気候変動による影響が国際的な問題となっていました。

このため、地球温暖化防止における国際的な取組として、1994年、世界189カ国・地域の参加により気候変動枠組条約が締結され、日本では1997年、第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」により、1998年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

この法律により、温室効果ガスの排出抑制等に向けた国、地方公共団体、事業者及び国民の責務が定められ、本市では事務・事業に伴う温室効果ガス排出抑制等のための計画「平川市環境保全率先行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりました。

近年の動向として、2015年11月から12月にかけて、パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

このため、日本では2030年度（令和12年度）の温室効果ガス削減目標を2013年度（平成25年度）比で26%削減とする「日本の約束草案」を2015年7月に決定し、2016年5月には「地球温暖化対策計画」が策定されました。

本市では、前計画期間が2020年度（令和2年度）で終了したことから、「地球温暖化対策計画」に合わせ、新たに計画期間を2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに2013年度を基準として40%削減することを目標として、これまでの取り組みを踏まえ、さらに活動を推進するために策定するものです。

II 基本的事項

1 計画の性格

- ◆ 本計画は、市自らが事業者・消費者として取り組むべき環境の保全及び創造に関する行動について定めた率先行動計画です。
- ◆ また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の 3 の規定に基づき、市の事務・事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について定めた法定計画でもあります。
- ◆ 本計画に基づく環境保全の取り組みを市が、率先して行うことにより、市内の事業者、市民への波及効果を期待するものです。

2 計画推進の基本的考え方

本計画は、PDCA サイクルの構築により推進します。すなわち、①行動計画を立て(Plan)、②計画に基づき実施(Do)、③その実施状況、成果を点検し(Check)、④その結果により計画を見直す(Action)という一連の作業を年 1 回行い、継続的に環境負荷の軽減を図ります。

3 計画の対象範囲

市の全ての機関における、すべての事務・事業を対象とします。

また、公共施設の管理運営等を外部への委託により実施するものについては、受託者等に対して、市に準じて環境に配慮した取り組みを行うよう要請することとします。

ただし、温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、公共事業その他外部への委託により実施する事業を除きます。

《対象とする機関》

市長部局、教育委員会、各種委員会事務局、議会事務局

4 計画期間

計画期間は 2021 年度（令和 3 年度）から「地球温暖化対策計画」の目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）までの 10 年間とします。なお、長期に渡って実行する計画であることから、目標達成に向けた取組の進捗や今後の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

5 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」において削減の対象になっている温室効果ガスのうち、総排出量に占める割合の大きい二酸化炭素（CO₂）を本計画の対象とします。

Ⅲ 計画の目標

1 環境に配慮した基本的行動原則

次の基本的な行動原則に従って事務・事業を進めることにより、継続的に環境への負荷の低減を図ります。

基本的行動原則

- (1) 日々の事務の中での無駄をなくし、省エネルギー・省資源に努める。
- (2) ものを大切に、不要になったものは再使用・リサイクルに努める。
- (3) 物品等の購入の際には、環境負荷の少ない物品等の調達を推奨し、施設・設備の建設・改修の際には、高効率照明や高断熱素材の使用に配慮する。
- (4) エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーや再生可能エネルギーの導入を推進し、温室効果ガスの排出量の削減を目指す。
- (5) 日常生活においても、環境に負荷をかけない一市民となるよう努める。

2 温室効果ガスの総排出量に関する実行目標

市の事務・事業によって排出される温室効果ガスの総排出量を、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）を基準として40%削減することを目標とします。

なお、直近（2019年度（令和元年度））の総排出量は4,798,699.6kg - CO₂となっているため、今計画での削減目標量は292,793.4 kg - CO₂、対2019年度比6%削減することを目標とします。（単位：kg - CO₂）

2013年度（基準年度）総排出量	2030年度目標総排出量	削減目標量	2013年度比
7,509,843.7	4,505,906.2	3,003,937.5	40%減
2019年度総排出量	2030年度目標総排出量	削減目標量	2019年度比
4,798,699.6	4,505,906.2	292,793.4	6%減

2013年度（基準年度）の総排出量内訳

項目	年間使用量	二酸化炭素排出係数	二酸化炭素年間排出量	割合
電気	7,834,586.3 kWh	0.473	3,705,759.3 kg - CO ₂	49.3%
灯油	655,646.5 ℓ	2.489	1,631,904.1 kg - CO ₂	21.7%
A重油	511,879.6 ℓ	2.710	1,387,193.7 kg - CO ₂	18.5%
ガソリン	66,098.4 ℓ	2.322	153,480.5 kg - CO ₂	2.0%
軽油	106,271.8 ℓ	2.619	278,325.3 kg - CO ₂	3.7%
LPガス	9,858.6 m ³	5.889	58,057.3 kg - CO ₂	0.8%
水道	391,496.8 m ³	0.580	227,068.1 kg - CO ₂	3.0%
下水道	117,336.0 m ³	0.580	68,054.9 kg - CO ₂	0.9%
合計			7,509,843.7 kg - CO ₂	100.0%

※ 二酸化炭素排出係数については基準年の係数（環境省・経済産業省公表）を用いています。

IV 具体的な取組み内容

目標達成に向けて、物品やサービスの調達段階での環境配慮、事務・事業の執行段階での省エネルギー、省資源対策、公共事業の実施における配慮等、環境に配慮した取り組みを進めます。

1 エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入

公共施設等の使用電力購入については、引き続きエネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入を推進します。

2 再生可能エネルギー等の導入の促進

積極的に太陽光発電、地中熱利用設備等再生可能エネルギー等の導入を推進します。

3 物品等の調達にあたっての配慮

- (1) 物品の調達にあたっては、環境への負荷の少ない物品等の調達に努め、目的が達成される最小限の数量を調達します。
- (2) 設備等の更新及び新設の際には、設計する段階から省資源・省エネルギー、高効率照明、高断熱素材等の導入を推進するよう努めます。
- (3) 車の更新時に当たっては、低公害車(低燃費かつ低排出ガス認定車を含む)の導入を推進します。

4 省エネルギー対策

こまめな節電、適切な空調管理等の省エネルギー対策を推進します。

(1) 各個人での取組み

① パソコンの適正利用

- ・省エネルギーモードを設定する。
- ・退庁する際には毎日コンセントオフを行う。

② こまめな消灯

- ・トイレ、給湯室、会議室、倉庫等を利用した後は、忘れず消灯する。

③ 公用車の省エネルギー運転等

- ・走行ルート合理化するとともに、同一方面へ出かけるときは相乗りに努める。
- ・不要なアイドリングをしない(待機時間は原則としてエンジンを切る。)
- ・急発進、急加速を避ける。
- ・タイヤの空気圧を適正に保つとともに、定期的に点検・整備を行う。
- ・不必要な荷物を積んだままにしない。
- ・エアコンの利用はできるだけ控え、外気を利用する。

- ④ その他
 - ・湯温をできるだけ低温で使用する。
 - ・エレベーターの利用はできるだけ控え、階段を利用する。
 - ・手動ドアがある場合は、自動ドアの利用をできるだけ控える。

(2) 職場単位での取組み

- ① OA 機器の適正利用、合理化
 - ・OA 機器の共有化を推進する。
 - ・OA 機器は省エネルギーモードを設定する。
 - ・最終退庁者は、OA 機器の電源が切れていることを確認する。
- ② その他電気製品の適正な利用
 - ・利用時以外は主電源を切る。
 - ・業務目的以外の電気製品は使用しない。
- ③ 事務室等の照明の点灯時間の短縮等
 - ・休憩時間は原則として全消灯する（窓口業務を除く）。
 - ・時間外勤務時間は、必要な範囲のみの点灯とする。
 - ・日中の窓際の照明は、執務に支障がない限り消灯する。
- ④ 適切な空調管理
 - ・冷暖房時には、ブラインド、カーテンの利用等により効率向上を図る。
- ⑤ 公用車の効率的利用等
 - ・出張計画の管理により同一目的地への公用車の相乗りを推進する。
 - ・私用車の利用はできるだけ控え、可能な場合は公共交通機関を利用する。
- ⑥ その他
 - ・夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズを推奨する。

(3) 庁舎管理部門での取組み

- ① 環境に配慮した設備運転
 - ・冷房時は 28℃、暖房時は 20℃を目安に設定する。
 - ・利用形態に即した設備機器の調整を行う。
- ② 照明設備における環境配慮
 - ・器具の更新に当たっては、LED 等省エネルギー型への切り替えを検討する。
 - ・執務形態に合わせて、効率的に照明を配置する。
 - ・定期的に器具の清掃を実施する。
 - ・階段、廊下等では、可能な範囲で日中の間引き照明を行う。
- ③ その他
 - ・自動販売機は必要最小限とし、省エネルギー型のものとする。
 - ・空調設備等各種設備を更新する場合は、省エネルギー型のものへの

切り替えを検討する。

5 省資源対策

市の事務・事業の実施に当たっては、大量の資源を消費しています。中でも用紙類と水は、あらゆる機関において日常的に使われているものであり、主にこれらを削減することにより、省資源化を図ります。

(1) 各個人での取組み

① 用紙類の使用量の削減

- ・資料の小さなミス修正は手書きで行い、再コピーはしない。
- ・資料はできる限り1枚にまとめることを徹底する。
- ・市役所内での照会・回答文書のかがみ文、FAX送信状は、可能な限り省略する。
- ・両面コピーを徹底する。
- ・電子メディアによるペーパーレス化を図る。
- ・印刷物の作成に当たっては、ホームページへの掲載等により、部数を必要最小限に抑制する。
- ・職員対象の会議等では、資料封入用封筒は使用しない。

② 節水対策

- ・水道水使用時、蛇口はこまめにしめる。

(2) 職場での取組み

○ 用紙類の使用量の削減

- ・必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底する。
- ・余白処理等による簡易決裁を推進する。
- ・個人ごとの資料保管をやめ、可能な限り資料の共有化を図る。
- ・プロジェクター、タブレット端末等の活用により、会議資料は簡素化を図り、用紙は必要最小限とするなど、ペーパーレス化を推進する。

(3) 庁舎管理での取組み

○ 節水対策

- ・設備機器の更新や新設にあたっては、節水型機器の導入に努める。
(感知型洗浄弁、自動水栓、節水コマなど)
- ・トイレ洗浄用水の節水を進めるため、必要に応じて流水音発生装置の設置を検討する。

6 廃棄物の3R、適正処理の推進

廃棄物の3R（リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の推進は、資源の有効利用につながります。また、廃棄物の処理、処分は、処理方法によっては環境に対して影響を与えるおそれがあることから、適正処理

を徹底する必要があります。

(1) 各個人での取組み

① 紙類の再利用

- ・使用済み用紙の裏面を再利用する。
- ・市役所内部での文書等のやり取りには、使用済封筒を再利用する。

② 使い捨て製品の使用抑制

- ・マイバッグ、マイ水筒、マイ箸等、再使用できる製品を使用し、使い捨て製品の使用を抑制する。

(2) 職場での取組み

① 紙類の再利用

- ・裏面利用用紙ボックスの設置等により、使用済み用紙の再利用を徹底する。
- ・コピー機用の紙トレイのうち1箇所は、片面使用済用紙の専用トレイを設ける。

② 事務用品・備品の長期使用等

- ・定期的な点検・整備、修繕等により、製品の長期使用を図る。
- ・不用品がある場合は、他の部署へ情報提供し、有効活用を図る。

③ その他

- ・印刷物のうち不要な配送物については、発送元に送付の中止を要請する。
- ・職場のごみ箱数は必要最小限とし、紙類等の不用意な廃棄を減らす。

(3) 庁舎管理部門での取組み

- ・不燃物や資源ごみについては、回収ボックスを設置し、分別ルールに従って排出する。

7 その他の事業における取組み事項

(1) 環境への負荷が少ない公共事業の実施

周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用等、発注者として計画段階から施工時まで環境に配慮した公共事業が行われるような取組みに努めます。

(2) イベント等における環境への配慮

イベントの開催に当たっては、イベント自体の開催目的を損なわない範囲で環境配慮の取組みを行います。また、来場者に対しても、環境への配慮を呼びかけます。

- ・チラシや資料は必要部数を精査し、無駄のないように用意する。
- ・来場者に対し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用による来場を呼びかける。
- ・分別用ごみ箱を設置し、廃棄物の減量化・リサイクルに努める。
- ・ごみの持ち帰りを来場者に呼びかける。
- ・適切な室温、照明、音響等の管理により、省エネルギーに努める。

(3) 職員の環境保全意識の向上

職員に対して、温室効果ガス削減等の取組結果の情報提供をすることにより、環境負荷低減に関する意識を高め、積極的に取り組める意識啓発を図ります。また、地域住民等が開催する環境保全活動への積極的な協力・参加を奨励する。

8 職場以外の日常生活における環境配慮行動

職場以外でも職場と同様、省エネルギー、省資源、廃棄物の3R等に努めます。

また、COOL CHOICE 運動(※)、地域の清掃活動やリサイクル活動等の環境保全活動等への積極的な参加に努めます。

※低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の賢い選択を促す国民運動。

例：電球を交換する際にはLED電球を選択する。節電を意識した家電製品の使用。自家用車の使用を控え、公共交通機関を使う。

V 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進体制

市長を管理統括者とし、計画及び推進方策の決定等を行います。

また、計画の推進方策の協議、総合的な評価や見直しについては、部長会議等において行い、決定事項については職員へ指示を行います。

なお、計画の庶務については市民生活部市民課(以下「事務局」という)で行い、計画の取組み状況の取りまとめや各種報告等を行います。

2 取り組み状況の点検・評価

(1) 各部局における点検・評価

各課長は所管する職員の取り組み状況の点検・評価を行い、部長へ報告します。

各部長は所管する部局内の取り組み状況を管理・監督し、是正すべき事項がある場合には改善を指示するとともに、取り組み実績を事務局に報告します。

(2) 全庁的な点検・評価

各部局からの実績報告を事務局で取りまとめの上、部長会議等において最終的な評価及び計画の見直しを行い、職員に改善を指示します。

3 職員に対する研修の実施等

本計画を実効あるものにするためには、環境保全に向けた職員一人ひとりの行動が不可欠ですが、そのためには、一人ひとりが環境の現状や問題等を正しく認識しておくとともに、環境保全意識の向上に努めることが必要となります。

職員の環境保全意識向上に向けた取り組み

- (1) 職員に対する環境に関する研修を実施します。
- (2) 他で開催される、環境に関する研修会、講演会、地域の環境保全活動等への職員の積極的な参加を促進します。

4 実施状況の公表

計画の推進状況及び点検結果については、年1回、市のホームページ等により公表します。